

財務省第13入札等監視委員会 令和元年度第3・4回定例会議審議概要

開催日及び場所	会議の開催を中止し、回覧方式より実施した。	
委員	塚本 晃大（塚本晃大法律事務所 弁護士）	
	朝田 とも子（熊本大学 法学部 准教授）	
	山西 佑季（熊本県立大学 総合管理学部 准教授）	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	0件	
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 湖東住宅3・6号棟屋上防水改修工事(改2019) 契約相手方 : 有限会社岡村産業 法人番号 : 7330002001849 契約金額 : 11,990,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年10月2日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 入退室管理システム及び監視用カメラ設備の調達(事務管理課) 契約相手方 : 株式会社九州日立システムズ中九州支店 法人番号 : 5290001007168 契約金額 : 2,747,800円(税込) 契約締結日 : 令和2年1月10日 担当部局 : 熊本国税局
		契約件名 : 海外インフルエンサーを活用した琉球泡盛PR業務 契約相手方 : オフィスカラズ株式会社 法人番号 : 1010401073048 契約金額 : 3,740,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月29日 担当部局 : 沖縄国税事務所
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 埠頭監視カメラシステム一式(先島監視カメラ)の賃貸借契約(再リース) 令和2年3月1日～令和3年2月28日 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 NECキャピタルソリューション株式会社 法人番号 : 7010401022924 8010401021784 契約金額 : 19,780,134円(税込) 契約締結日 : 令和元年10月1日 担当部局 : 沖縄地区税関
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	契約件名 : 海外インフルエンサーを活用した琉球泡盛PR業務 契約相手方 : オフィスカラズ株式会社 法人番号 : 1010401073048 契約金額 : 3,740,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月29日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名 : 湖東住宅3・6号棟屋上防水改修工事 (改2019) 契約相手方 : 有限会社岡村産業 法人番号 : 7330002001849 契約金額 : 11,990,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年10月2日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>予定価格は、どのように算出しているのか。 見積依頼は、2者に通知して提出させたのか。</p>	<p>数量に単価を乗じたものを積み上げた直接工事費に諸経費を加えた額を予定価格としている。 応札した2者に対し、文書で依頼し、見積書の提出を受けている。</p>
<p>【事案2】 契約件名 : 入退室管理システム及び監視用カメラ設備の調達(事務管理課) 契約相手方 : 株式会社九州日立システムズ中九州支店 法人番号 : 5290001007168 契約金額 : 2,747,800円(税込) 契約締結日 : 令和2年1月10日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>落札率が低いのはなぜか。 参考見積価格が一般的な相場に比べて高額すぎたという可能性はないのか。 類似の契約の予定価格が開示されているのに対して、本契約では開示されていないのはなぜか。 本契約と類似案件を一括調達しなかったのはなぜか。</p>	<p>予定価格の算出は、当該業務を行うことができる複数業者から徴した参考見積価格を参考に算出した。結果として、落札率が低くなっているのは、一般競争入札による競争性が働いた結果であると思慮される。 複数業者から徴した参考見積価格に大きな金額の乖離は認められないことから、参考見積価格は一般的な相場の金額と比較しても妥当なものであったと考えている。 後に本調達と類似案件の調達が予定されていたことから、予定価格を公表することにより、類似案件の予定価格を類推されるおそれがあるものと判断し、公表しないこととした。 本調達は、既存機器の更新であったため、年度当初から計画的に調達の準備が進められ、11月に入札公告を行った。 しかしながら、類似案件は、年度途中で新設が決まったため、本調達案件の入札公告の準備を始めた10月中旬の時点では仕様書が完成していなかった。 また、本調達案件の調達時期を後ろ倒しすることも検討したが、故障した場合のことを考えると可能な限り早期に調達を行う必要があったことから、一括して調達することができなかった。</p>
<p>【事案3】 契約件名 : 埠頭監視カメラシステム一式(先島監視カメラ)の賃貸借契約(再リース)令和2年3月1日～令和3年2月28日 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 NECキャピタルソリューション株式会社 法人番号 : 7010401022924 8010401021784 契約金額 : 19,780,134円(税込) 契約締結日 : 令和元年10月1日 担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>本件契約について、概要を説明願いたい。 契約金額が比較的高額である点について説明願いたい。 本案件は特殊な物品の契約であり、リース期間の再延長であることから、実績的にも金額的にも他の業者が代替する余地は無く、最初から随意契約としても問題ないように思われるがその点についてお聞きしたい。</p>	<p>本件調達は、沖縄県の先島地区(石垣島、宮古島、与那国島)における監視取締りの実効性・安定性の確保と取締強化等を目的として配備している埠頭監視カメラシステム一式(賃貸借契約に基づき平成26年3月から72か月間賃貸借した物件)について、これまで良好に使用できており、システムを構成する機器等に支障も出ていないことから、令和2年3月1日～令和3年2月28日までの1年間、引続き賃貸借(再リース)契約を締結したものである。 なお、全国の税関で同様のカメラシステムを導入しており、その賃貸借期間は、通常6年間・72月として運用している関係から、最長5年とされている国庫債務負担行為を2期繋いで予算措置している。 このため本件カメラシステムの元契約は、 当初契約:平成26年3月1日～平成30年3月31日(49月)【一般競争入札】 更新契約:平成30年4月1日～令和2年2月29日(23月)【公募による随意契約】 を締結し、契約期間は通算6年(72月)となっている。</p> <p>本件契約に基づく契約額には、 ・埠頭監視カメラシステム一式の借入(再リース)費用 ・機器の障害等の発生を防止する目的で行う年1回の定期保守点検費用 ・万一障害等が発生した場合に税関からの問合せに対応するための受付窓口(24時間365日対応のヘルプデスク)の設置費用 ・故障等が発生した場合、迅速に正常な状態に修復させる技術者の派遣等による随時保守点検等(フルメンテナンス)の費用 などが含まれており、機器のみの再リースとは異なる契約内容であることからすれば、妥当な金額であると認識している。</p> <p>本案件については、競争相手がいない可能性が極めて高い案件であるが、安易な随意契約を締結することは好ましくないとされているところ、財務大臣通達「公共調達の適正化について(H18.8.25財計2017)」1(2)に基づき、契約手続きの競争性、透明性及び公平性の確保の観点から公募手続きを経た契約手続き(随意契約)を行ったものである。</p>

意見 ・ 質問	回 答
<p>【事案4】 契約件名 : 海外インフルエンサーを活用した琉球泡盛 PR業務 契約相手方 : オフィスカラース株式会社 法人番号 : 1010401073048 契約金額 : 3,740,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月29日 担当部局 : 沖縄国税事務所</p> <p>インフルエンサーへの支払いについて、予定価格の積算はどのように行ったのか。</p> <p>本件の資格等級は下位に拡大しているが、上位に拡大したほうが調達に有利ではなかったか。</p> <p>インフルエンサーの要件としてフォロワー数だけを基準にした理由は何か。</p> <p>フォロワー数の基準を600万人以上とした理由は何か。</p> <p>契約書上、当該計画を達成できなかった場合の責任などの規定はあるか。</p>	<p>本件は初めて調達する案件であることから、参考見積書に基づき予定価格を積算した。</p> <p>下位に拡大したのは、中小企業者の受注機会の増大を目的に行った。今後、同様の案件では上位の拡大も踏まえ検討していきたい。</p> <p>大量消費が見込める若い世代に拡散、閲覧してもらう必要があると考えているところ、入札制度における入札機会の公平性確保の観点から、性別等の条件を設けず、目標閲覧回数を達成するためのフォロワー数だけを基準とした。</p> <p>事業の目的を達成するためには、ある程度高い水準が必要となる。その水準を検討した結果、weiboでは600万人以上のフォロワーを持つインフルエンサーは複数存在し、情報拡散が見込めると判断した。</p> <p>契約書において、計画を達成できなかった場合の責任について規定は設けていない。SNSの反応を予測することは難しく、業務を適切に全て遂行した結果であれば受け入れざるを得ないと考えている。 なお、仕様書において、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者の負担にて訂正、補足の措置を行うよう規定している。</p>